

保健福祉センターだより

2023. 12. 21 No.99



～ 誤嚥性肺炎について ～

文責:金ヶ崎診療所 所長 阿部 俊和

のどの奥は呼吸をするための気管と飲食物が通る食道に分かれます。飲食物が通過する際には、肺に入らないように気管をふさぎ、飲食物は食道から胃へ下がっていきます。これを嚥下といいます。

飲食物が間違っって気管に入ることを誤嚥といい、通常は激しくせき込みこれを押し出そうとします。しかし、加齢などで飲み込みが悪くなると容易に誤嚥するようになり、また咳反射も弱くなり気管に入った異物を排出し難くなります。

口の中には常在菌といって細菌がおります。特に歯磨き等が適切にされていない人の場合この細菌の量が多くなります。誤嚥するとこのような細菌が肺に入り肺炎を起こします。これを誤嚥性肺炎といいます。

高齢者の肺炎の7割以上が誤嚥性肺炎といわれており、命に関わることも多々あります。

症状は発熱、咳、濃い色の痰などです。診断は胸部X線撮影、CT、血液検査などでなされます。

治療は抗菌剤の注射や内服が主体で入院が必要となることも多いです。

歯磨きやうがいなどで口の中をきれいに保つ事や口や舌を動かす訓練などが誤嚥予防として有効とされています。歌を歌うことも良いようです。

できる事から始め、誤嚥性肺炎が疑われたらはやめに医療機関を受診しましょう。

☆☆☆ 午後の一般外来予約を再開します ☆☆☆

国保金ヶ崎診療所では、新型コロナウイルスワクチン接種等に対応するため休止していた午後の一般外来予約を、**令和6年1月から再開します。**

- 午後の診療を希望する場合は、予め電話等でご予約ください。(急患の場合はこの限りではありません。)
- 一般外来と並行して発熱外来を継続します。このため、診療の状況によって、予約があってもお待たせする場合がございます。予めご了承ください。

～ 正しい手洗いのしかた～



これからの時期、新型コロナウイルスはもちろん、ノロウイルス、インフルエンザなどの感染症が増えます。手洗いは感染を予防するために最も大切なことと言えますので、みなさんも正しい手洗いの手順を確認してみましょう。

<手洗いのタイミング>

- ・トイレ後
- ・外出から戻った後
- ・食事前、料理をつくる際
- ・多くのひとが触れたと思われる場所を触ったときなどは、積極的に手洗いをしましょう。



障害者控除対象者認定書について

身体障害者手帳をお持ちでない人で介護保険の要介護認定を受けている人のうち、一定の条件に該当する場合は、税の障害者控除（※）を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を発行します。

※確定申告等の税申告を予定していない人は発行不要です。

■ 対象者 ①～③全てを満たす方

- ① 要介護（要支援）認定を受けている。
- ② 税の障害者控除を受ける当該年の12月31日現在で65歳以上である。
- ③ 原則として、申請時点で住民登録地が金ヶ崎町である。

※金ヶ崎町で認定を受けていても、住民登録地が他市町村の場合は、住民登録地の市町村へご確認ください。

- 申請できる人 対象者本人、親族
- 提出書類 障害者控除対象者認定申請書（保健福祉センター窓口に準備しています。）
- 添付資料 対象者の被保険者証・申請者の身分の分かるもの
- 判定の基準日・方法

判定基準日は令和5年12月31日です。基準日を含む認定審査会で使用した資料に基づいて判定します。内容によっては認定されない場合があります。

- その他 認定書の即日交付はできませんのでご注意ください。

【お問合せ先】保健福祉センター 介護保険係 TEL：0197-44-4560

年末年始の休診について

金ヶ崎診療所および歯科診療所は**12月29日(金)から1月3日(水)**まで**休診**となります。

1月4日(木)から
通常診療を行います。



発行 金ヶ崎町保健福祉センター